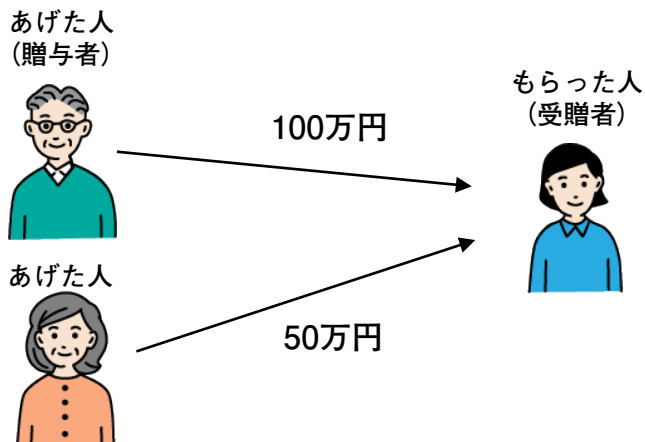


贈与税の暦年課税

贈与税は1年間（1月1日から12月31日まで）にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかる。

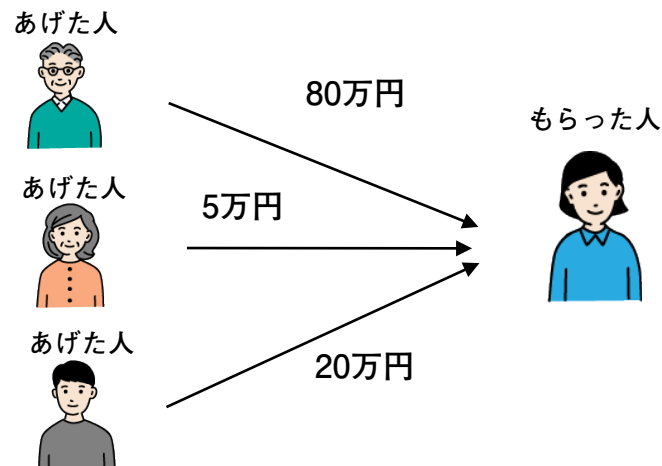
$$\text{（財産の合計額－110万円）} \times \text{税率－控除額}$$

1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかからない



合わせて年間150万円もらっているので贈与税がかかる

この場合、もらった人が贈与税を納める $(150\text{万円} - 110\text{万円}) \times 10\% = 4\text{万円}$



合わせても年間105万円なので贈与税はかからない

注

法定相続人が被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は相続財産に加算される（生前贈与加算）。
法定相続人以外の者であっても遺言により財産を取得した者や、生命保険金の受取人になっている者が、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は相続財産に加算される。
なお、令和5年度税制改正により、2024年1月1日以後の生前贈与について、加算期間が3年から7年に段階的に延長された。

国税庁ホームページより株式会社ノースアイランド作成